

## 中原区社会福祉協議会PR大使「中原パルるん」着ぐるみ貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中原区社会福祉協議会PR大使「中原パルるん」を活用する事業等において、中原区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）のイメージアップの観点から適正な利用を確保するために、区社協PR大使「中原パルるん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (着ぐるみの貸出し)

第2条 中原区社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、前条の趣旨に基づき承認された利用主体に対して着ぐるみを貸し出すことができる。

### (貸出しの申請)

第3条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ着ぐるみ貸出申込書（様式第1号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

### (対象事業等)

第4条 対象となる事業等は、区社協が実施する事業及び原則として中原区内に活動の拠点を置く市民、団体、事業者が広く区民を対象に区社協PR大使を活用し実施する事業で、区社協のイメージアップにつながると認められる事業とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象事業から除外する。

- (1) 特定の個人を対象とするもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動を目的とするもの
- (4) 区社協の名誉を傷つけ、または信用を失墜するもの
- (5) その他会長が不相当と認めたもの

### (使用承諾)

第5条 会長は、貸出しの申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) キャラクターのイメージを損ない、または損なう恐れのあるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、または使用しない恐れがあるとき。
- (3) その他、会長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

### (使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 着用にあたっては、着用マニュアルを遵守すること。
- (7) その他、会長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承認・不承認・取り消しの決定)

第8条 会長は、第3条の規定による申請があったときは、これを審査し、着ぐるみの利用の承認又は不承認を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、利用承認(不承認)通知書(様式第2号)を申請者に送付するものとする。

3 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規定に違反したときは、その使用の承認を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

(責任の制限)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、会長は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。